

## 山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等 給食業務委託に係る一般競争入札公告

山梨県中央児童相談所が発注する山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年12月1日

山梨県中央児童相談所  
所長 市川 陽子

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託
- (2) 履行場所 山梨県子どものこころサポートプラザ内2階厨房施設  
山梨県甲府市住吉二丁目1-17
- (3) 履行期間 契約締結日から令和11年1月31日まで  
(給食提供期間 令和8年2月1日～令和11年1月31日まで)
- (4) 業務内容 山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で定める内容であること。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規程に基づく山梨県の入札参加の制限を受けない者であること。
- (3) この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく構成手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年山梨県告示第67号）に基づく山梨県物品等競争入札参加有資格者名簿において、「給食」又は「給食・調理」に係る登録を受けている者であること。
- (7) 山梨県内に営業所等の事業所を有していること。
- (8) 日本国内の病院又は社会福祉施設や給食提供施設等において仕様書に示す業務の契約実績があること。

- (9) 受託業務責任者として、業務開始までに、次に掲げる全ての要件を満たす者を配置できること。
- ① 病院又は社会福祉施設、給食提供施設等において責任者として勤務した経験を有すること。
  - ② 管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの資格を有すること。
  - ③ 病院又は社会福祉施設、給食提供施設等の給食業務に3年以上の経験を有すること。

### 3 契約形態

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-0851 山梨県甲府市住吉二丁目1-17

山梨県中央児童相談所総務課

電話番号 055-288-1560

FAX 055-288-1574

メールアドレス jiso-chuo@pref.yamanashi.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年12月4日（木）までの間において、次のいずれかの方法により交付する。

#### ア 直接交付

この公告の日から令和7年12月4日（木）までの県の休日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、（1）に掲げる場所において直接交付する。

#### イ 電子メールによる交付

電子メールで入札説明書を請求するときは、件名に「入通所児童等給食業務委託に係る一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、（1）に掲げるメールアドレス宛てに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話連絡を行うこと。

- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和7年12月5日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに（1）の住所に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限までに当相談所が受領したものに限る。

- (4) 入札及び改札の日時及び場所

令和7年12月17日（水） 午前10時

山梨県甲府市住吉二丁目1-17 山梨県子どものこころサポートプラザ会議室

- (5) 郵送・事前持参による入札

郵送・事前持参による入札は、令和7年12月16日（火）午後5時までに入札書が3（1）の場所へ必着するように行うこと（郵送の場合には書留郵便により行うこと）。ただし、郵送・事前持参による入札の場合は、1回目の入札時に開札を行い、再度入札になった場合には、これを棄権したものとする。

また、封筒には「令和7年12月17日開札 山梨県子どものこころサポートプラザ

「入通所児童等給食業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129号各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除とする。

(3) 契約保証金

要。ただし、規則第109条の2の各号に該当する場合には免除とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 違約金の有無

有

(6) 前払金の有無

無

(7) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、落札者が契約締結までの間に2に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなく

なった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。